個人資産税のホットな情報をお届けします

OSA通信 ＝第131号＝

2023.9.7
長掛栄一税理士事務所
【不定期発行】

★教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の改正

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度は、制度が開始してから度々内容が改正されており、適用対象期間もその都度延長されています。

今回は令和5年度の税制改正を受けて、現行の教育資金の贈与特例の改正点を改正前と比較してご案内します。（塚越康仁）

◎令和５年８月現在の制度の概要

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、30歳未満の方が教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から信託受益権を取得した場合等には、その信託受益権等の価額のうち１，５００万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しないこととする特例です。

受贈者は、金融機関等の営業所等に教育資金非課税申告書の提出等をすることで、この制度をを利用することができます。

◎制度の改正点（今回の改正内容は令和５年３月３１日以前の贈与分には影響しません。）

	改正前	改正後（令和5年8月現在）
適用期限	令和5年3月31日	**令和8年3月31日**（3年延長）
受贈者要件	贈与者の直系卑属かつ30歳未満の者 （前年の受贈者の合計所得金額が1，000万円を超える場合を除く）	
教育資金の範囲	①学校等に対して直接支払われるもの （入学金、授業料、入園料、学用品の購入費等） ②学校等以外に対して直接支払われるもの （学習塾、習い事の対価等）	
非課税限度額	1，500万円 （※上記「教育資金の範囲」②に該当するものは500万円）	
贈与者が死亡した場合の管理残額の取り扱い	原則として、管理残額を相続等により取得したものとみなす。（受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合、または平成31年3月31日までに取得したものなどを除く）	**同左** **なお受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合であっても、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、管理残額を相続等により取得したものとみなす。**
相続税額の2割加算	上記贈与者が死亡した場合で管理残額を相続等により取得したものとみなされる場合、 その管理残額は相続税の2割加算の対象となる（令和3年4月1日以降取得分）	
契約終了時（暦年贈与課税）	管理残額がある場合、その残額が契約終了日の属する年の受贈者の贈与税の課税価格に算入される 贈与税額の計算は特別税率による	**同左** **なお贈与税額の計算は一般税率による**
改正の対象	—	令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等

◎まとめ

上記の通り教育資金の一括贈与に係る贈与税の特例は、いつ教育資金管理契約等を締結したかによってその内容が変わってきます。例えば複数のお子さんお孫さんにこの非課税制度を適用した贈与をした場合、その契約の時期によっては、非課税となる贈与の範囲や管理残額の取り扱いが異なる場合があります。

また今後非課税限度額まで拠出したとしても、契約終了時までに拠出額を使い切れなかった場合には管理残額に対して贈与税や相続税が課税されることになり、税負担が増えることも考えられます。

制度の適用期間も延長されており、今後この特例を利用する際には、非課税となる使途の範囲や拠出した資金を実際に使い切ることができるのか等、あらかじめ考慮しておくことが重要となります。

Copyright 2023 Eiichi Osakake Certified Tax Accountant Office. All rights reserved.